

平成29年8月

## 1 はじめに

- (1) 国際社会において責任ある立場にある我が国は、これまでも国連人権理事会特別報告者との有意義かつ建設的な対話を実現し、その報告が、客観的で正確な情報に基づき、正しい理解の下になされるよう、特別報告者制度に全面的に協力してきたところであり、そのような我が国の基本的な姿勢はこれからも不変である。
- (2) 「テロ等準備罪」の創設を含む組織的犯罪処罰法を改正する法律、いわゆる「テロ等準備罪処罰法」については、憲法に定められた手続に従い、国民の代表により構成される国会において活発な議論が行われ、本年6月15日に可決・成立し、7月11日に施行されたところである<sup>1</sup>。本法律は、処罰範囲を過度に拡大したり、捜査当局による監視を強化して、国民のプライバシーの権利を損なうといったものでは決してなく、この点は具体的な根拠を示しつつ、日本政府としても国会等において丁寧に説明してきた。
- (3) 貴報告者が公開書簡の中で指摘されている懸念や疑問は、いずれも国会審議を通じて十分に説明・議論されてきたものであり、その議事録は一般に公開されているところであるが、我が国政府としては、貴報告者の懸念や疑問に応えるべく、以下のとおり回答する。

## 2 テロ等準備罪処罰法の概要（国際組織犯罪防止条約（以下「TOC条約」という。）との関係含む）と現状（2頁3パラ及び4頁4パラ2）

TOC条約締結のために提出された法案であるとのことであるが、一方で、その適切性や条約締結のために新規立法が必要なのか疑問があるとも報道されている。（2頁3パラ）

法案の現状について情報提供を求める。（4頁4パラ2）

（答）本法律は、既に187の国・地域が締結しているTOC条約<sup>2</sup>を締結するための国内担保法を整備するものである。我が国は、本法律の成立を受け、7月11日に受諾書を国連事務総長に寄託し、同条約を締結したと

ころである。TOC条約は、テロや組織犯罪と戦うために有用なものとして、国連決議や安保理決議、サミット文書等で各国に早期締結が要請されているものであり<sup>3</sup>、同条約を締結していない国は、我が国を含めわずか11か国であった。我が国は、同条約の早期締結を目指していたのであり、我が国のこうした取組は、UNODC事務局長からも賛同を得られていた<sup>4</sup>。

TOC条約第5条は、締約国に対し、「重大な犯罪を行うことの合意」又は「組織的な犯罪集団の活動への参加」の少なくとも一方を犯罪化することを義務付けている<sup>5</sup>。しかし、我が国には、現行法上、「参加罪」は存在しない上、テロ等準備罪処罰法成立以前には、「重大な犯罪の合意罪」に相当する罪も、ごく一部しか存在しなかった。そのため、TOC条約の義務を履行するためには、新たな法整備が必要であったのであり、我が国は、「重大な犯罪の合意罪」を新たに設けることとした。同罪は、英米などの多くの国で、コンスピラシーとして制定され、運用されているが、我が国では、同罪を新たに整備することについて、過去にこれに反対する立場から国民の内心を処罰することにつながるのではないかといった様々な懸念が示された経緯がある。この問題を巡る日本国内の議論は、過去10年以上の長きにわたり続いてきたのであり、政府としても、その間慎重な検討を重ねてきた。

こうした背景の下で、「テロ等準備罪」は、人権に配慮して策定されたものである。すなわち、本法律においては、合意の犯罪化の対象とする重大な犯罪を、TOC条約が認める範囲内で最大限に制限的に規定している。より具体的には、TOC条約が認めている「組織的な犯罪集団が関与するもの」との要件を付した上で、その対象犯罪を、同条約が規定する「重大な犯罪」、すなわち、「長期4年以上の自由を剥奪する刑又はこれより重い罪を科することができる犯罪を構成する行為」のうち、「組織的な犯罪集団」が関与することが現実的に想定されるものに限定している。さらに、同条約が認めている「合意の内容を推進するための行為を伴」うという要件も付している<sup>6</sup>。

我が国が承知する限り、「テロ等準備罪」のように、国内法において上記の2つの要件を付している締約国はほとんどない<sup>7</sup>。また、「重大な犯罪の合意罪」の対象犯罪を、「重大な犯罪」、すなわち、「長期4年以上の自由を

剥奪する刑又はこれより重い罪を科することができる犯罪を構成する行為」に限定せず、あらゆる犯罪としている国もあると承知している。

これらのことから、187の国と地域におけるTOC条約の国内担保法と比較しても、我が国の「テロ等準備罪」が謙抑的に規定されていることは明らかである。なお、ほとんどの主要国においては、同条約の採択以前から、既に「重大な犯罪の合意罪」又は「参加罪」が存在し、本条約の締結に際して、新たな法整備を必要としていなかったと承知している。

### 3 報告書の主張の正確性に関する追加情報及びコメント（4頁1パラ）

（1）「テロ等準備罪処罰法案」は、新たに277の罪を別表4に追加している。このような重要なことが（本文ではなく）別表に盛り込まれているために、一般国民や専門家にとって、実際の適用範囲が分かりにくくなっているのではないか。（2頁1パラ）

（答）「テロ等準備罪処罰法」による改正後の組織的犯罪処罰法第6条の2（別添参照）は、まず、その本文において犯罪構成要件を明記した上で、対象犯罪を明確に示す観点からこれをいわゆるポジティブリストとして別表に列挙している。別表は本文と不可分一体であり、適用範囲を極めて明確にするものである。したがって、別表を用いていることをもって、実際の適用範囲が分かりにくいなどとする批判は、全く当たらない<sup>8</sup>。

（2）本法案の別表第4は、保護森林における材木(*forestry products*)の窃取を処罰する森林法第198条、重要文化財の無許可輸出や損壊等を処罰する文化財保護法第193条・第195条及び第196条、著作権侵害を処罰する著作権法第119条のように、組織犯罪及びテロリズムとは全く無関係の罪も含んでいるのではないか（2頁2パラ）。

（答）別表第4には、「テロ等準備罪」の対象犯罪となる「組織的な犯罪集団が関与する」ことが現実的に想定される重大な犯罪（277個）が列挙されている。御指摘の犯罪は、下記の理由から、いずれもテロの実行に関する犯罪又は組織的犯罪集団が資金源として行うことがある犯罪であって、「組織的な犯罪集団」が関与することが現実的に想定される「重大な犯罪」に該当する。したがって、TOC条約上、テロ等準備罪の対象犯罪とする

必要があり、対象犯罪にテロや組織犯罪と関連がない犯罪が含まれているとの指摘は全く当たらない。

#### **(森林法第198条)**

森林法第198条は、保安林の区域内における「産物」の窃取を処罰の対象としており、この「産物」には、樹木など森林から生育発生する一切のもののほか、森林内の土砂、岩石などの産出物も含まれる。実際に、保安林の区域内で、良質な山砂の掘削を繰り返し、4,000万円相当の山砂を窃取し、森林法違反で処罰された事例もあるなど、同法違反の罪は組織的犯罪集団の資金源となる犯罪である。

また、違法伐採に関する世界銀行報告書においては、違法伐採により、世界で年間100億ドルないし150億ドルの犯罪収益が得られ、その大部分は組織犯罪によりコントロールされており、課税対象となることなく、あらゆるレベルで腐敗した政府職員に対する賄賂として利用されていることが指摘されている<sup>9</sup>。

#### **(文化財保護法第193条・第195条及び第196条)**

重要文化財の無許可輸出や損壊等の罪についても、近時、テロ組織を含む組織的な犯罪集団が、文化財を損壊したり、これを不当に売却・輸出するなどして資金源とする例が世界的に見られるように、我が国においても、「組織的な犯罪集団が関与する」ことが現実的に想定されるものである。

また、文化財の不法取引をTOC条約上の「重大な犯罪」として扱うこと、すなわち、「テロ等準備罪」の対象犯罪とすることについては、例えば、平成29年3月24日に採択された国連安保理決議（第2347号）において、「安保理は、加盟国に対し、・・・文化財の不正な取引及びこれに関連する犯罪の防止及び対策のために、組織的な犯罪集団、テロリスト及びテロリスト集団を利する可能性がある活動を国際組織犯罪防止条約第2条（b）にいう「重大な犯罪」とすることの考慮も含め、法制度面及び運用面における効果的な国内措置を導入することを求める。」旨決議されている<sup>10</sup>。

#### **(著作権法第119条)**

さらに、著作権侵害の罪についても、実際に組織的犯罪集団のメンバーが海賊版の音楽や映画等の媒体を販売して資金源としている事例があるな

ど、組織的犯罪集団の資金源となる犯罪であって、「組織的な犯罪集団が関与する」ことが現実的に想定されるものである。

(3) 日本政府は、捜査対象はテロリズム集団を含む組織的犯罪集団の関与が現実的に想定される場合に限り主張しているが、組織的犯罪集団の定義が曖昧であり、テロリスト集団に明確に限定されていない。また、捜査が開始されるのは、犯罪行為の「合意」だけでなく、「実行準備行為」が行われた場合となる旨説明しているが、「合意」と「実行準備行為」の内容に関する明瞭かつ詳細な定義がなく、適用範囲が不明瞭ではないか。(2頁4パラ)

(答) まず、「テロリスト集団に明確に限定されていない」との指摘については、TOC条約は国際組織犯罪全般に対処するための条約であり、本条約の対象はテロリズム集団には限られないところ、同条約の国内担保法である改正後の組織的犯罪処罰法第6条の2が定める「テロ等準備罪」の対象も、当然に、テロリズム集団には限られない。

その上で、「組織的犯罪集団」とは、国内法上、「共同の目的を有する多数人の継続的結合体であって、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従って構成員が一体として行動する人の結合体をいう。）により反復して行われるもの」と厳格に規定されている「団体」の定義を前提に、「団体のうちその結合関係の基礎としての共同の目的が別表第3に掲げる犯罪を実行することにあるもの」<sup>11</sup>と明確に規定している（別添参照）。

また、「計画」とは「具体的かつ現実的な合意」を、「実行準備行為」とは「計画行為とは別の行為であって、計画に基づいて行われ、かつ、計画が実行に向けて前進を始めたことを具体的に顕在化させるもの」をいうのであって、国会でも繰り返し確認されているところであり、これらの意義は明確である。

(4) 日本政府は、「合意」と「実行準備行為」があったことを明らかにするために、被検挙者に対して事前に相当程度の監視を行う可能性を排除していない。監視が強化されるのであれば、プライバシーと監視について適

切なセーフガードと救済措置を担保すべきではないか。(2頁5パラ, 3頁4パラ1)

(答) 我が国の刑事訴訟法上, 捜査は, 証拠に基づく犯罪の嫌疑が生じて初めて行うことができるのであって, 「テロ等準備罪」について言えば, 捜査は, 「組織的犯罪集団の関与」, 「計画行為」, 「実行準備行為」の3つの要件全てについての嫌疑が生じて初めて開始される。したがって, 同罪について, その嫌疑が生じる前から, 国家機関が監視を行うものではなく, その可能性は, 法律上排除されている。

今回の「テロ等準備罪」の新設は, 刑事実体法規定の整備であって, 刑事手続法上の捜査の在り方について変更を加える改正を行うものではない。同罪の捜査は, これまでの他の犯罪の捜査と同様に行われるものであるから, 同罪の新設により国民に対する監視が行われるようになるとの批判は全く当たらない。

このように, 法律上も運用上も, 国民に対する監視が強化されることはあり得ず, 御指摘の「セーフガード」や「救済措置」を新たに設ける必要はない。また, 後述するように, 我が国では, 捜査に対する司法審査が有効に機能していることを付言する。

(5) NGO, 特に国防といった機微な分野で活動するNGOに与える潜在的影響について。日本政府は, こうした団体の活動に影響を及ぼさないと繰り返し説明しているが, 組織的犯罪集団の定義が不明瞭であることから, 国益に反する活動をしていると見なされるNGO等への監視を正当化することになりかねないのではないか。(2頁6パラ)

(答) (3) で述べたとおり, 「組織的犯罪集団」の定義は明確であり, NGO等の正当な活動を行う一般の団体は, 「その結合関係の基礎としての共同の目的が犯罪を実行することにあるもの」に該当しないことから, 「組織的犯罪集団」に該当しないことは明らかである。

また, 「テロ等準備罪」の捜査が, 「組織的犯罪集団」, 「計画行為」, 「実行準備行為」の3つの要件全てについての嫌疑が生じて初めて開始されるものであることは(4)で述べたとおりであり, 同罪の新設により, 嫌疑が生じる前の段階で監視が行われることはない。

(6) 法的安定性の原則は、刑事責任は法の中の明確で正確な規定内に限定されることを求めているが、現在の「共謀罪法案」は、曖昧で主観的な概念が幅広く解釈される可能性を有しており、この原則に従っていないのではないか。(3頁3パラ)

(答) (3) で述べたとおり、「テロ等準備罪」の要件は十分に明確かつ厳格であって、曖昧で主観的な概念であるとの批判は全く当たらない。

(7) 監視の実行に対して事前令状を徹底するための計画等が全く考慮されていないのではないか。(3頁4パラ2)

(答) (4) で述べたとおり、「テロ等準備罪」の新設により、国民に対する監視が行われることにはならない。

また、我が国の刑事訴訟法上、逮捕や搜索差押等、強制にわたる処分については、基本的に裁判官の令状をあらかじめ取得することが不可欠であり、その点でも批判は全く当たらない。

(8) 国家の安全のために監視の実行を事前承認することの是非について、それを判断する独立法定機関を設置する計画も全く検討されていないのではないか。かかる機関の不在により、監視行為は、それを行う当局の裁量に委ねられることになるのではないかと。(3頁4パラ3)

(答) (7) で述べたとおり、「テロ等準備罪」の新設により、国民に対する監視が行われることにはならない。

(9) 法執行機関や治安機関、情報機関の活動の監督について懸念がある(特に、それらの活動が法を遵守しているか、民主主義社会において必要でも均衡的でもない方法でプライバシー権に干渉する程度に達しているかについて)。これらの懸念の一要素として、GPS探知、又は、電子デバイスによる行動監視のような視察を実施するために、警察が監視措置を要求する際の司法の監督やレビューの質に対する懸念がある。(3頁4パラ4)

(答) (4) で述べたとおり、「テロ等準備罪」の新設により捜査手法が変化するものではなく、同罪の捜査はこれまでの、他の犯罪の捜査と同様、

刑事訴訟法等の法令に従い、適正に行われる。

また、我が国の刑事訴訟法上、プライバシーを制約する強制処分を行う場合には、基本的に裁判官の令状が不可欠である。捜査機関においては、令状請求に当たり、その要否を慎重に検討した上、当該令状を必要とする理由を疎明する資料を提出しており、その上で裁判官において、厳格な司法審査を行っている。したがって、御指摘の懸念は当たらない。

さらに、我が国における通信傍受については、法律上、裁判官の令状が不可欠であるのはもとより、極めて厳格な要件が定められ、対象犯罪も限定的に列挙されているところ、「テロ等準備罪」をその対象犯罪に含める予定はない。そのため、現行法上、同罪の捜査のために通信傍受を行うことはできない。

*(10) 本法案が、警察に対し、被疑者の情報を得るための令状を請求する広範な機会を創り出すであろうことから、プライバシー権に対する影響について懸念がある。日本の裁判所は令状請求を極めて認めやすい傾向にあるのではないか。(2015年に、請求された全ての令状請求のうち、裁判所が却下したのはわずか約3%以下という数値がある)(4頁2パラ)*

(答)(9)で述べたとおりである。

なお、日本の裁判所が令状請求を極めて認めやすい傾向にあるとの指摘も誤りである。そもそも令状の却下率が低いのは、我が国の令状発付の要件が厳格であるため、捜査機関が、その要件を充足するか否かを慎重に検討し、その見込みのあるものについてのみ令状を請求するからにすぎない。そして、裁判官は、捜査機関から示された疎明資料に基づき、要件を充足するか否かを慎重に審査し、適切に司法審査を行っている。なお、我が国の通信傍受法の要件は極めて厳格である。その結果として、例えば、2016年の通信傍受の実施件数は、わずか11件にとどまる。

#### 4 本法案が国際人権規範・基準と適合しているか否か(4頁4パラ3)

日本国憲法第19条においては、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」と規定されている。また、プライバシーの保障は、国際人権B規約第17条に規定されるとともに、憲法第13条に由来すると理解さ

れている。

したがって、国民の生命・財産を守るために、テロの未然防止対策には万全を期す必要があるが、その際、このような国民の権利、自由が不当に侵害されることがあってはならないことは当然のことである。

そもそも、テロ等準備罪は、187の国と地域が締結しているTOC条約の国内法整備として設けたものであり、また、計画行為及び実行準備行為という行為を処罰するものであって、内心を処罰するものではなく、思想良心の自由やプライバシーの権利を不当に侵害するものではない。

また、当局による監視が強まるといった懸念についても、そもそも「テロ等準備罪」は通信傍受の対象犯罪ではなく、捜査当局は、同罪についてSNSやメール等の通信傍受を実施することはできず、リアルタイムで監視することもできない。このように、同罪の創設により、監視が強まり、表現の自由が脅かされるといった懸念は当たらず、国際人権規約の規定に照らしても、「プライバシーの権利や表現の自由を不当に制約する」との指摘は全く当たらない。

#### 5 法案審議プロセスにおける市民参加の機会（4頁4パラ4）

我が国の国会は、国民の代表である選挙された国会議員によって構成される。そのような国会における公開の審議は、国民の意思が反映される場として、最大限尊重されるべきものである。TOC条約を締結するための法整備の在り方については、我が国では10年以上にわたって議論がなされており、過去の国会でも30時間を超える審議が行われたほか、今国会でも、50時間近くの審議が行われた。衆議院における審議では、4月25日及び5月16日の2回にわたり、賛成派及び反対派から計10名の参考人（民間の有識者）を招致しての審議が行われ、また、6月1日及び13日には、同じく賛成派及び反対派から計6名の参考人を招致して参議院において審議が行われた。このように、国会での審議は、幅広い意見を聴取し、勘案しつつ行われた。

また、本法律に関する国民の関心は極めて高く、国会の期間中、主要なテレビや新聞でも連日のように報じられ、メディア各社による世論調査も頻繁に行われたのであり、このような観点からも、市民社会の積極的な関

与を得ていたと言える。

なお、法案の策定に至るまでの過程においては、弁護士その他の有識者によって構成される法制審議会での議論を経ており、この段階でも民間の意見が十分に尊重されている。

貴報告者は、本法律について、関連する定義が曖昧である、透明性が欠如している、十分な議論がない中で拙速に成立させようとしている、といった諸点を指摘しているが、本法律の審議は全て、国会という公開の場で行われ、その記録は、法案の成立に賛成する立場から表明された意見も、反対する立場から表明された意見も、それに対する政府の説明も、全て広く一般に公開されており、インターネット上でも閲覧可能であるし、そのような議論を経て本法律は成立したものである。

## 6 結語

以上のとおり、日本国政府として、貴報告者が公開書簡の中で指摘している懸念や疑問に対し、誠意をもって回答するよう努めたつもりである。貴報告者におかれては、本回答を熟読していただければ、その懸念や疑問は解消されるものと思われるが、なお、疑問がある場合には、今回のように法案の作成者である我が国政府に法案の内容を問い合わせることも説明の機会を与えることもないまま、主権国家である我が国の民主主義プロセスの中で活発な議論がなされている直中の重要法案に対し、公開書簡の形で一方的に意見を公表するのではなく、外交チャネルを通じた正規のルートで問い合わせいただければ、今後、直接説明する用意がある。また、今後も、国際社会におけるプライバシーの権利を含む人権の保護と、その一層の増進のため、我が国としても積極的に役割を果たしていく考えである。

(了)

<sup>1</sup> 本法案は、本年3月21日に国会に提出され、5月23日に衆議院において可決され、参議院における審議を経て、6月15日に可決・成立し、7月11日に施行された。

<sup>2</sup> <https://www.unodc.org/documents/treaties/UNTOC/Publications/TOC%20Convention/TOCebook-e.pdf> (TOC条約英文テキストへのリンク)

<sup>3</sup> 2016年国連総会決議71/167

[http://www.un.org/en/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=A/RES/71/167&referer=http://www.un.org/en/ga/71/resolutions.shtml&Lang=E](http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/71/167&referer=http://www.un.org/en/ga/71/resolutions.shtml&Lang=E)

2014年国連総会決議69/197

[http://www.un.org/en/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=A/RES/69/197](http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/69/197)

2012年国連総会決議67/193

[http://www.un.org/en/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=A/RES/67/193&referer=http://www.un.org/en/ga/67/resolutions.shtml&Lang=E](http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/67/193&referer=http://www.un.org/en/ga/67/resolutions.shtml&Lang=E)

2014年国連安保理決議2195号

[https://www.un.org/en/sc/ctc/docs/2015/N1470875\\_EN.pdf](https://www.un.org/en/sc/ctc/docs/2015/N1470875_EN.pdf)

2016年国連安保理決議第2322号

[http://www.un.org/en/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=S/RES/2322%282016%29&referer=/english/&Lang=E](http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/2322%282016%29&referer=/english/&Lang=E)

2017年テロ及び暴力的過激主義との闘いに関するG7タオルミーナ声明

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000259991.pdf>

「我々は、テロ対策のための世界的な行動に不可欠な要素として、関連する全ての国連安全保障理事会決議及び国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（UNTOC）を含む国際文書を実施するために、我々間の協力を強化し・・・」

2016年伊勢志摩サミットG7首脳宣言 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000160266.pdf>

「我々は、国連国際組織犯罪防止条約及びその議定書をはじめとする関連する国際文書の締結及び完全な実施を呼びかける。

<sup>4</sup>

<http://www.unodc.org/unodc/en/press/releases/2017/May/statement-of-unodc-executive-director-yury-fedotov-on-the-japanese-governments-progress-in-ratifying-the-un-convention-on-transnational-organized-crime.html>

(日本のTOC条約締結に向けた進展に関するフェドートフUNODC事務局長ステートメント)

<sup>5</sup> TOC条約の関連規定（第2条及び第5条）

第2条 用語

(b) 「重大な犯罪」とは、長期4年以上の自由を剥奪する刑又はこれより重い刑を科することができる犯罪を構成する行為をいう。

第5条 組織的な犯罪集団への参加の犯罪化

1 締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a) 次の一方又は双方の行為（犯罪行為の未遂又は既遂に係る犯罪とは別個の犯罪とする。）

(i) 金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のため重大な犯罪を行うことを一又は二以上の者と合意することであって、国内法上求められるときは、その合意の参加者の一人による当該合意の内容を推進するための行為を伴い又は組織的な犯罪集団が関与するもの

(ii) 組織的な犯罪集団の目的及び一般的な犯罪活動又は特定の犯罪を行う意図を認識しながら、次の活動に積極的に参加する個人の行為

a 組織的な犯罪集団の犯罪活動

b 組織的な犯罪集団のその他の活動（当該個人が、自己の参加が当該犯罪集団の目的の達成に寄与することを知っているときに限る。）

---

TOC条約は、「重大な犯罪」の合意の犯罪化にあたり、国内法において、①「組織的な犯罪集団が関与」するものに限定すること、及び、②「合意の内容を推進する行為を伴って」初めて処罰することを認めている（第5条1(a)(i)）。

<sup>6</sup> 国内法第6条の2（別添参照）

<sup>7</sup> [https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mdsg\\_no=XVIII-12&chapter=18&clang=en](https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mdsg_no=XVIII-12&chapter=18&clang=en)

上記オプションを採用する国は、国連事務総長に加盟の際に通報することが求められている（第5条3）。OECD諸国のうち、双方のオプションを採用している国は我が国のみである。

<sup>8</sup> 我が国において、表を用いて表現した方が、簡単かつ便利であり、また、条文を読む人にとっても理解が容易である場合、法令に別表を用いることは一般的である。国家行政組織法、税法等、多数の法令において、この手法が採られている。

<sup>9</sup> <http://www.worldbank.org/en/topic/financialmarketintegrity/publication/justice-for-forests-improving-criminal-justice-efforts-to-combat-illegal-logging-report>

<sup>10</sup> 2017年国連安保理決議2347号

[https://www.un.org/en/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=S/RES/2347\(2017\)&referer=/english/&Lang=E](https://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/2347(2017)&referer=/english/&Lang=E)

<sup>11</sup> 別表第3には、TOC条約上の重大な犯罪に該当する犯罪又は同条約及びその附属議定書において犯罪化が義務付けられている罪のうち、結合関係の基礎としての共同の目的となることが現実的に想定されるものが掲げられている。

(別添)

改正後組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（抄）

(定義)

第二条 この法律において「団体」とは、共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従って構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下同じ。）により反復して行われるものをいう。

2～5 （略）

(組織的な殺人等)

第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。

一～十五 （略）

2 （略）

(テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画)

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。）の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの 五年以下の懲役又は禁錮

二 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの 二年以下の懲役又は禁錮

2～4 （略）